

原子力災害からの福島復興再生協議会運営要領

平成24年4月22日決定
平成29年8月6日改定
原子力災害からの福島復興再生協議会

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第100条第8項の規定に基づき、原子力災害からの福島復興再生協議会（以下「協議会」という。）の運営要領を次のように定める。

（協議会の運営）

第1条 協議会の議事の手続その他協議会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第2条 協議会は、議長が招集する。

2 福島県知事は、議長に協議会の招集を求めることができる。

（関係者の出席）

第3条 構成員は、協議会を欠席する場合は、議長の了解を得て、代理人を出席させることができる。

2 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

（協議会の公開等）

第4条 協議会は、原則として非公開とする。

2 協議会の配付資料は、原則として、公表する。

（議事録）

第5条 議長は、協議会の議事録を作成し、構成員の確認を得た上で、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないとする場合は、議長が福島県知事と協議の上、非公表とすることができる。

3 前項の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公表するものとする。

（分科会）

第6条 議長は、協議会における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

2 前項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って別途定める。

（幹事会）

第7条 協議会の運営に関して必要な事項を検討するため、協議会に幹事会を置く。

(庶務)

第8条 協議会及び幹事会の庶務は、復興庁及び福島県において処理する。

(雑則)

第9条 この運営要領に定めるもののほか、協議会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。